

第1回 食品衛生基準研究企画検討会 令和7年1月23日	資料 2
-----------------------------------	------

令和7年度研究事業実施方針 (案)

消費者庁
令和7年1月23日

研究事業名	食品衛生基準科学研究 食品安全科学研究事業
主管部局・課室名	食品衛生基準審査課

I 実施方針の骨子

1 研究事業の概要

(1) 研究事業の目的・目標

【背景】

食品の安全性確保については、国民の健康を守るために極めて重要であり、多くの国民が高い関心をもっている。また、残留農薬や動物用医薬品の残留等基準値の設定や、食品添加物の使用基準等の設定については国民の関心が高く、科学的根拠に基づき適切に設定する必要がある。消費者庁は、食品のリスク分析（リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーション）の考え方に基づき食品のリスク管理機関として位置づけられており、行政課題として以下が挙げられる。

- ・食品等（畜水産食品、食品添加物、残留農薬、食品汚染物質、器具・容器包装等）の規格基準の策定
- ・食品安全施策に係る効果的なリスクコミュニケーションの実施

本事業では、改正食品衛生法の施行を背景とする新しい食品衛生施策も含め、食品行政のうち、食品衛生基準行政を中心に、科学的な根拠に基づいて推進するための研究を実施する必要がある。

【事業目標】

- ① 科学的根拠に基づく食品衛生基準行政に関する施策の企画立案・評価を含めて日本国内で活用することによって、食品安全施策の基本的な枠組みを強化し、食品の規格基準の策定等に資すること。
- ② 外交交渉や、国際機関への提供などを含めた国際貢献等への活用に資すること。
- ③ その他、食品の安全性確保の観点から、以下のような研究の実施に資すること。

【研究の範囲】

以下の視点に基づいた研究を推進していく。

※各研究については視点をまたぐものもある。

○改正食品衛生法に基づく新たな食品安全施策の推進

- ・食品の適正なリスク管理に必要な、食品等の規格基準を設定するための科学的根拠を確立する研究

○食品衛生基準に係る国際化対応

- ・最近の国際的動向を踏まえた、食品安全行政における国際調和と科学的根拠に裏付けされる施策の推進に資する研究

○多様化・高度化する食品技術への対応

- ・フードテックを応用して得られた新開発食品に対する先駆的な調査検討による安全性確保のための研究
- ・最新の科学的知見に基づいた各種試験方法の改良・開発に資する研究

- ・ 国民や事業者等に対して効果的にリスクコミュニケーションを行うための手法等の開発に関する研究

○食品安全研究全体の総合的推進

- ・ 食品の安全確保推進研究事業の総合的推進に関する研究

【期待されるアウトプット】

- ・ 国内流通食品等における、食品衛生上の問題発生 of 未然防止を図る。
- ・ 食品の基準や安全性に関する審議会等の審議資料等の根拠として活用し、食品衛生に関する法令改正の検討につなげる。
- ・ 食品安全に関連する科学的知見や考察をとりまとめ、国際機関（コーデックス等）の外交交渉の場において使用される資料を作成する。
- ・ 国際食品規格の策定に関し、日本政府の対応・貢献に対する専門的助言を行う。

【期待されるアウトカム】

- ・ 得られた研究成果を食品衛生法に基づく衛生規制等に反映することにより、食品の安全対策が一層強化された仕組みとなることが期待される。
- ・ 国際機関への情報提供などを通じて、食品安全の向上に関する国際貢献においてわが国が高い評価を得ることが期待される。
- ・ 効果的なリスクコミュニケーションの手法の開発、実施等を通じて、消費者、食品事業者、行政等の関係者が相互に信頼できる食品安全施策の実施が期待される。

(2) これまでの研究成果を政策等に活用又は実用化に向けた取組を行った事例

【課題名】 食品中の放射性物質等検査システムの評価手法の開発に関する研究（令和2～4年度）

【概要及び成果】 食品中の放射性物質の非破壊検査法の評価・検討を行うほか、消費者への効果的な情報発信の方法について検討を行い、非破壊検査法の通知発出やホームページにおける検査結果の情報発信の方法の改善に寄与。

【課題名】 食品中の動物用医薬品等の新たな評価管理手法の導入のための研究（令和3～5年度）

【概要及び成果】 畜産物中の動物用医薬品等の短期暴露評価について、海外の情報を踏まえ、国内の畜産物を対象とした短期暴露評価の導入に資する必要なデータセットや評価手法についての考え方を検討し、ガイダンス等を作成。

2 令和7年度に推進する研究課題

詳細は食品衛生基準科学研究費補助金公募要項にて示すこととするが、概ね以下の内容の研究課題を今後公募することとする。

- フードテックを応用した細胞培養食品について、情報収集及びリスク管理に係る検証を行い、細胞培養食品等の適切な規制及び安全性確保に資する研究
- 食品中残留農薬、食品添加物や食品の生物学的ハザード等に係る試験法の検討・開発、安全性の確保に向けた研究
- その他、食品衛生基準行政に資する研究

II 参考

- 1 研究事業と各戦略（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ、成長戦略、骨太方針、統合イノベーション戦略、健康・医療戦略）との関係

【バイオエコノミー戦略】（令和6年6月3日統合イノベーション戦略推進会議決定）において、「近年になって、遺伝子技術を活用して微生物や動植物の細胞等によって目的物質を生産する「バイオものづくり」は世界中で注目され、社会実装に向けた技術開発が急速に進んでいる。」、「世界的な人口増加に対応した食料供給や環境保護等の社会課題に対し、プラントベースフード、昆虫を活用した食品、ゲノム編集技術により得られた農林水産物、細胞性食品、微生物を活用した食品、精密発酵技術の活用や藻類の資源化等、様々なタンパク質資源の活用技術や生産性の高い品種の開発等が進められている。」とされるなど、食品衛生基準に係る研究を着実に進めていく必要がある。

- 2 他の研究事業（他省庁研究事業）との関係

なし。